【別表１】

利用料金

１．基本利用料（介護保険）

１割または所得によって２割、３割の負担となります。

	レ	サービス内容	利用者負担額			備考
			1 割	2 割	3 割	
要介護	□	訪問看護Ⅰ1(20 分未満)	313 円	626 円	939 円	訪問１回につき
	□	訪問看護Ⅰ2(30 分未満)	470 円	940 円	1,410 円	
	□	訪問看護Ⅰ3（30 分以上 60 分未満）	821 円	1,642 円	2,463 円	
	□	訪問看護Ⅰ4(60 分以上 90 分未満)	1,125 円	2,250 円	3,375 円	
	□	訪問看護Ⅰ5（1 回 20 分）　※①	293 円	586 円	879 円	
要支援	□	訪問看護Ⅰ1(20 分未満)	302 円	604 円	906 円	訪問１回につき
	□	訪問看護Ⅰ2(30 分未満)	450 円	900 円	1,350 円	
	□	訪問看護Ⅰ3（30 分以上 60 分未満）	792 円	1,584 円	2,376 円	
	□	訪問看護Ⅰ4(60 分以上 90 分未満)	1,087 円	2,174 円	3,261 円	
	□	訪問看護Ⅰ5（1 回 20 分）　※①	283 円	566 円	849 円	

○夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の訪問の場合　上記単位数の 25%増

○深夜（22：00～6：00）の訪問の場合　上記単位数の 50%増

＜利用者の状況または算定要件により加算＞

レ	算定項目	利用者負担額			備考
		1 割	2 割	3 割	
□	緊急時訪問看護加算　※②	574 円	1,148 円	1,722 円	同意のもと１月につき１回
□	ターミナルケア加算　※②※③	2,000 円	4,000 円	8,000 円	同意のもと１回
□	特別管理加算（Ⅰ）　※②	500 円	1,000 円	1,500 円	１月につき１回
□	特別管理加算（Ⅱ）　※②	250 円	500 円	750 円	
□	複数名訪問加算Ⅰ(30 分未満)	254 円	508 円	762 円	
□	複数名訪問加算Ⅰ(30 分以上)	402 円	804 円	1,206 円	
□	初回加算	300 円	600 円	900 円	(2 ヶ月以上訪問なくて再開時も)
□	退院時共同指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	退院時・退所時に 1 回又は 2 回
□	看護・介護職員連携強化加算※③	250 円	500 円	750 円	
□	看護体制強化加算(Ⅰ)	550 円	1,100 円	1,650 円	１月につき１回
□	看護体制強化加算(Ⅱ)	200 円	400 円	600 円	
□	看護体制強化加算(介護予防)	100 円	200 円	300 円	
□	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※②	6 円	12 円	18 円	訪問１回につき１回
□	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※②	3 円	6 円	9 円	
□	長時間訪問看護加算　※④	300 円	600 円	900 円	

※①…理学療法士等による訪問。※②…限度額管理の対象外。※③…介護予防訪問看護では該当外。

※④…特別な管理を必要とする利用者に対して、60 分以上 90 分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が 90 分以上となる場合。

２．基本利用料（医療保険）

レ	サービス内容		料金	備考
□	訪問看護基本療養費Ⅰ（１日につき）	週３日まで	5,550 円	１日につき１回
□		週４日目以降（厚生労働大臣が定める疾病等）看護師の場合	6,550 円	
□		理学療法士・作業療法士の場合	5,550 円	
□	訪問看護基本療養費Ⅱ（1 日につき）（同一建物居住者）	週３日まで	5,550 円	１日につき１回
□		週４日目以降厚生労働大臣が定める疾病等）看護師の場合	6,550 円	
□		理学療法士・作業療法士の場合	5,550 円	
□	訪問看護基本療養費Ⅲ（在宅療養に備えた外泊時）	入院中に１回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に２回	8,500 円	入院中に１回限り
□	複数名訪問看護加算（看護師）（週１回、１日につき）		4,500 円	算定対象者の同意を要する
□	難病等複数回訪問加算（週４日以上訪問できる方）	１日２回	4,500 円	
□		１日３回以上	8,000 円	
□	早朝・夜間加算（6 時～8 時・18 時～22 時）		2,100 円	１日に１回所定額に加算（計２回まで）
□	深夜加算(22 時～6 時)		4,200 円	
□	訪問看護管理療養費（1 日につき）	月の初日	7,440 円	１日につき１回
□		２日目以降	3,000 円	

＜利用者の状況または算定要件により加算＞

レ	算定項目		料金	備考
□	長時間訪問看護加算（週１回まで）（15 歳未満の超重症児又は準超重症児は週３回まで）		5,200 円	１日につき１回（週１回）
□	緊急時訪問看護加算（1 日につき）		2,650 円	１日につき１回
□	24 時間対応体制加算		6,400 円	１月に１回
□	特別管理加算（1 月につき）	利用者の状態によりⅠまたはⅡ	Ⅰ 5,000 円	１月につき１回
□			Ⅱ 2,500 円	
□	退院時共同指導加算（１月につき）（利用者の状態に応じ月２回を限度）		8,000 円	退院時・退所時に１回
□	特別管理指導加算		2,000 円	特別管理加算対象者に退院時共同指導を行った場合
□	退院支援指導加算		6,000 円	退院日に訪問をした場合
□	在宅患者連携指導加算（1 月につき）		3,000 円	医療関係職種間で月２回以上文章等で情報共有し指導
□	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1 月につき２回）		2,000 円	
□	ターミナルケア療養費		25,000 円	１回

※表示金額に医療保険の負担率を乗じた金額が自己負担になります。（10 円未満四捨五入）

【別表２】

１．減算料金（介護保険）

レ	減算の種類	減算額	算定の要件
□	同一建物等の利用者への減算定	上記基本利用料の10%	①事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ②上記①以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）
□		上記基本利用料の15%	①事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ②上記の建物で１月あたり 50 人以上に訪問看護を行う場合
□	介護予防訪問看護の長期利用	１回につき５単位	理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 ヶ月を超えて介護予防訪問看護を行う場合

２．交通費

通常の事業の実施地域を超える場合	１km毎に20円

通常雄事業の実施地域とは…北安曇郡松川村、大町市大町地区・常盤地区（美麻地区、八坂地区を除く）、北安曇郡池田町（広津地区、陸郷地区を除く）、安曇野市（穂高）

３．キャンセル料

お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金を頂きます。

①サービス利用日の前日、17時までにご連絡頂いた場合	無　　料
②サービス利用日の前日、17時までにご連絡頂かない場合	基本料金の１割

４．その他お客様の実費負担の対象になるもの

項目	備　　考
90分超の訪問看護 （長時間訪問看護加算の対象外の訪問）	30分につき1,000円を基本料金に加算
（医療保険の場合） 営業日以外の訪問	１回につき1,000円
エンゼルケア（死後の処置）	実　費：12,000円
衛生材料等必要な場合	実　費　内容により異なります
日用雑費	実　費　内容により異なります
その他	